**平成２５年（フ）第５３号**
長野県上高井郡高山村大字高井935番地
債務者　小林　敬子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶌　実香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第６９号**
仙台市宮城野区田子３丁目12番６―301号
債務者　高橋　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　一弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第５６４号**
名古屋市港区野跡２丁目５番４―1803号　シティファミリー鴨浦
債務者　須田　勝敏
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細溝耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１８７号**
宮城県仙台市太白区恵和町３番３―205号、破産手続申立時の住所宮城県仙台市若林区若林３丁目15番２号仙台ハウス202
債務者　向井美智子（旧姓相澤）
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１４号**
北海道深川市８条13番22号　オリス深川Ａ103号
債務者　太田　桂子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑地　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
旭川地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１３８号**
岐阜市柳津町高桑３丁目９番地１
債務者　日置　治男
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第２０５号**
静岡市葵区池ヶ谷東14番44号、旧住所静岡市葵区北2139番地の37
債務者　望月　久人
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２０６号**
静岡市葵区池ヶ谷東14番44号、旧住所静岡市葵区北2139番地の37
債務者　望月　倫代
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第９７号**
福井市勝見３丁目14番27号　ストークマンション2104
債務者　松平　文彦
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田外来彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第８３号**
岐阜市城田寺255番地３
債務者　市橋　貞子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第４２号**
北海道小樽市桜３丁目６番125号　桜Ａ住宅５号棟
債務者　林　さより（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２５年（フ）第９２号**
盛岡市高松３丁目４番15号、旧住所千葉県佐倉市藤沢町57番地１
債務者　藤本　龍治
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第１０１号**
岩手県岩手郡雫石町高前田60番地24
債務者　村上　達也
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第２８号**
岐阜県土岐市妻木町3247番地の286　西陵団地674号
債務者　前田　義雄
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第３０号**
岐阜県中津川市瀬戸1244―14　オータム苗木Ｄ棟101号室、住民票上の住所岐阜県中津川市駒場1549番地の42　グリーンハイツ257Ｂ棟１
債務者　伊藤　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２５年（フ）第３２７号**
京都市左京区静市市原町404番地１
債務者　尾崎　　恵
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第３４４号**
京都府八幡市男山金振８番地16　ジョア美咲22号、前住所大阪府枚方市牧野下島町２番２―11号
債務者　高木千葉美
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係